

新型コロナウイルス感染症特別貸付

● 国民生活事業

● 中小企業事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。

● 新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

1. 最近1ヵ月間等の売上高（※1）または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方
 2. 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が次のいずれか（※2）と比較して5%以上減少している方
 - (1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高
 - (2) 令和元年12月の売上高
 - (3) 令和元年10月から12月の平均売上高
- （※1）「最近1ヵ月間等の売上高」には、最近1ヵ月間の売上高に加え、「最近14日間以上1ヵ月未満の任意の期間」における売上高を含みます。
- （※2）最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高と比較する場合は、上記(1)～(3)の売上高を日割り計算し、当該期間に対応する日数を乗じて算出した売上高

資金のお使いみち

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金

融資限度額

8,000万円（別枠）

利率（年）

[基準利率](#)

ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは[基準利率-0.9%](#)(注)、4年目以降は[基準利率](#)

ご返済期間

設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）
運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）

担保

無担保